

地盤工学会
刊行物の著作権等の帰属および取扱いに関する規程

平成 12 年 5 月 16 日 理事会決定
平成 17 年 4 月 22 日 理事会変更
平成 20 年 3 月 18 日 理事会変更

1. 目的

本規程は、地盤工学会の刊行物に関する著作権等（著作権および著作者人格権）の帰属および取扱いについて定める。

2. 著作権等の帰属

著作権等の帰属については、刊行物の内容および学会の作業度合い等に応じ表 1 による。

3. 著作権の取扱い

著作権の取扱いについては、著作権の帰属分類に応じ表 2 による。

4. 決裁

著作権等の帰属および取扱いに関する決定は、総務部長が事務局長に委任する。ただし、「学会刊行物の転載等使用許諾申請に関する取扱い要領」、「学会刊行物の翻訳出版申請に関する取扱い要領」で取扱えない場合には、総務部で審議、決定する。

5. 支部刊行物

各支部の刊行物も、本規程に準じて取扱うものとする。

6. 変更

この規程は、理事会の議決を経て変更することができ、理事会の議決の日から実施する。

[解説]

1. 基本的な考え方

(1) 著作権分類 A（刊行物分類 ～ ）は、委員会委員等が執筆した原稿を委員会で十分に検討・審議して刊行するもので職務著作に準じるものであり、「著作権」および「著作者人格権」は全て委員会すなわち学会に帰属すべきと考えられる。

この場合、「著作権」が全て学会に帰属することを執筆者に承諾してもらうために、別紙 1 により執筆依頼時にあらかじめ「著作権の学会帰属」の承諾を得る。

(2) 著作権分類 B（刊行物分類 ）は、学会より依頼された執筆者の原稿を、編集委員会で査読・修正・加筆・編集して刊行するものであり、当該刊行物の編集にかかわる著作権は学会に帰属するが、個々の執筆部分についての「著作権」および「著作者人格権」は、各々の作業割合に応じて執筆者と学会の双方に帰属するものと考えられる。

この場合、刊行物出版後の第三者に対する複写、転載、翻訳の許諾や講習会等での使用その他学会自らの利用の便を図るために、別紙 2 により執筆依頼時にあらかじめ「著作権の譲渡」の承諾を執筆者より得て、学会は執筆者分の著作権の譲渡を受ける。ただし執筆者が自らの執筆部分を複写、転載する場合は、学会は無償で許諾するものとし、その際申請は不要とする。

(3) 著作権分類 C（刊行物分類 ）は、執筆者より応募・投稿された原稿（一部に依頼原稿あり）を、編集（場合により査読）を行って刊行するものであり、学会は当該刊行物の編集にかかわる著作権のみを有し、個々の執筆部分についての「著作権」および「著作者人格権」は全て執筆者

に帰属するものと考えられる。

この場合、刊行物出版後の第三者に対する複製の許諾や学会自らの利用の便を図るために、別紙3のように執筆要領や投稿要項等であらかじめ「著作権の利用許諾」についての周知徹底を行い、行使範囲を限定して学会は執筆者より著作権の利用許諾を受ける。

なお、第三者に対する転載、翻訳の許諾や講習会での使用については、執筆者本人の権利行使に委ねるものとする。

2. 既刊本等で著作権に関する手続きが行われていない場合の取扱い

執筆当時に、著作権に関して上記の「学会帰属」または「譲渡」の承諾を受けていない場合あるいは「利用許諾」の周知がされていない場合には、第三者に対する複製、転載、翻訳の許諾や講習会での使用など著作権の行使に関わる事柄が生じた際に、学会が執筆者に代わり著作権を行使することの是非を、執筆者に対してあらためて問う必要がある。

その際、著作権分類Aであれば別紙1に、著作権分類Bであれば別紙2に、著作権分類Cであれば別紙3に準じた様式を用いることとする。

表1 刊行物の著作権等の帰属区分表

著作権分類	著作権の帰属	刊行物分類	内容および当学会の作業度合い等	該当する刊行物の例
A	学会 委員会等の名の下に執筆・編集し刊行するので、職務著作に準じるものと考えられ、著作権は学会に帰属する。		・ 基準化委員会等当学会の委員会が作成した基準等	・ 杭の水平載荷試験方法・同解説 ・ 杭の鉛直載荷試験基準・同解説
			・ を基に当学会の編集委員会が作成した解説等	・ 土質工学標準用語集 等 ・ 土質試験の方法と解説 ・ 地盤調査法 ・ 基準の小冊子、土の試験実習書 等
			・ や を基に当学会が企画・編集し、基準や解説等を図案化したもの	・ 土質試験法スライド ・ 工法スライド ・ 土質試験データシート 等
			・ 当学会の委員会等の活動成果 ・ 受託研究等の活動成果	・ 委員会報告書 ・ 受託研究報告書(学会が著作権を行使できる場合) ^{注)} 等
			・ その他、当学会が企画・編集した著作物	・ ソフトウェア ・ データベース 等
B	執筆者と学会 執筆と委員会等での編集の作業度合いに応じて、著作権は執筆者と学会の双方に帰属する。		・ 当学会が企画し、依頼により執筆された元原稿を、編集委員会で査読・修正加筆・編集したもの	・ 地盤工学ハンドブック ・ 入門シリーズ ・ ジオテクノート ・ 技術手帳 ・ 土質基礎工学ライブラリー、現場技術者のための土と基礎・地盤工学・実務 等のシリーズ ・ その他の単行本 ・ 「地盤工学会誌」の講座 等
C	執筆者 学会としての編集度合いは僅かなものであり、著作権は執筆者に帰属する。		・ 当学会が企画し、応募・投稿された原稿を、編集(査読の有無によらない)・収録したもの	・ シンポジウム発表論文集(含ISシリーズ) ・ 研究発表会発表講演集 ・ 研究委員会論文集 ・ 「地盤工学会誌」の報文、報告 等 ・ 地盤工学会論文報告集、S & F

注) 受託研究の場合、契約により、受託元に著作権を譲渡したり権利行使の制限を受ける場合がある。その場合は本表の対象外である。

1. 刊行物に関する「著作者の権利」は、「著作権」[譲渡可能：複製権(出版・複写権)、口述権、展示権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権]と「著作者人格権」[譲渡不可：公表権、氏名表示権、同一性保持権]に大別される。
2. 上表で「著作権」が執筆者に帰属する場合であっても、当該刊行物の編集にかかわる著作権は、当学会に帰属する。

表2 刊行物の著作権の取扱い区分表

著作権 分類	著作権の帰属	学会～執筆者間の契約 (承諾、告知等)	著作権の行使 (第三者に対する各種許諾等)
A	<p>学 会 委員会等の名の下に執筆・編集し刊行するので、職務著作に準じるものと考えられ、著作権は学会に帰属する。</p>	<p>・著作権の学会帰属を確かなものとするため、執筆依頼時に別紙1により執筆者から承諾を得るものとする。</p>	<p>・全て学会の判断のみで行使してよい。</p>
B	<p>執筆者と学会 執筆者と委員会等での編集の作業度合いに応じて、著作権は執筆者と学会の双方に帰属する。</p>	<p>・刊行物出版後の第三者に対する複写、転載、翻訳の許諾や講習会での使用の便を図るために、執筆依頼時に別紙2により執筆者から著作権の譲渡の承諾を得る。</p>	<p>・第三者からの複写、転載、翻訳の許諾申請や講習会での使用について、譲渡された著作権に基づき、学会の判断で対応する。 ・なお、執筆者自身による複写、転載については、学会は無償で許諾するものとする。(申請は不要)</p>
C	<p>執筆者 学会としての編集度合いは僅かなものであり、著作権は執筆者に帰属する。</p>	<p>・刊行物出版後の第三者に対する複写の許諾の便を図るために、原稿公募・投稿受付時に、別紙3により著作権の利用許諾を執筆者に対し告知しておく。</p>	<p>・第三者からの複写の許諾申請について、著作権の利用許諾に基づき、学会の判断で対応する。 (転載、翻訳の判断は執筆者に委ねる) ・執筆者自らの判断による著作権の行使は妨げない。</p>

平成 年 月 日

「 執筆予定者各位

公益社団法人 地盤工学会
会長

「 執筆等のごお願い
および
当該図書に関する著作権の帰属について

この度標記図書を出版するために、貴殿に執筆等のご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

ところで、学会刊行物に関して、「当該刊行物の編集にかかわる著作権」は当学会が専有するものですが、我が国の著作権法によれば、個々の執筆部分については著作権の権利が執筆者に帰属するものも少なくありません。

学会では、平成 年 月 日より、当該刊行物の種類・性質および企画から出版に至る過程における当学会の作業度合いなどから、刊行物に係る「著作権の権利」の帰属を、表1のように区分して取り扱うことにいたしております。

この度執筆等のご協力をお願いする標記の出版予定図書は表1の著作権分類Aに該当しますので、その著作権および著作者人格権は、著作権法上の責任とともに、当学会に帰属することとなります。

なにとぞご理解を頂きたく存じます。

以上の点についてご理解の上、執筆等のご協力を頂けるようでしたら、同封の承諾書にご署名・捺印いただき、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

表1を添付

公益社団法人 地盤工学会
会長 殿

貴学会より、平成 年 月 日付けで依頼のありました地盤工学会出版予定図書「
の

執筆を承諾し、学会が定めた「刊行物の著作権等の帰属区分表」に従い、当該図書に関する著作者の権利が貴学会に帰属することを承諾します。

執筆を断ります。

(いずれかの「レ」をご記入下さい。)

平成 年 月 日

氏 名： 印

現 住 所：

電話 / Fax.：

連 絡 先 (できるだけ御記入下さい)

勤務先：

所在地：

電話 / Fax.：

平成 年 月 日

「 」執筆予定者各位

公益社団法人 地盤工学会
会長「 」ご執筆等のお願い
および
当該図書に関する著作権の譲渡について

地盤工学会（以下、「学会」という。）では、地盤工学に関する学術および技術を啓発・普及し、また地盤工学に対する理解を深めるために、種々の刊行事業を企画し編集委員会を設け、皆様の執筆等のご協力を得て刊行物を出版しております。この度標記の図書を出版するために、貴殿に執筆等のご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

なお、原稿料等については学会規定によりお支払いいたします。また、執筆要領等は別途ご連絡申し上げます。

ところで、学会刊行物に関して、「当該刊行物の編集にかかわる著作権」は当学会が専有するものですが、我が国の著作権法によれば、個々の執筆部分については著作者の権利が執筆者に帰属するものも少なくありません。

学会では、平成 年 月 日より、当該刊行物の種類・性質および企画から出版に至る過程における当学会の作業度合いなどから、刊行物に係る「著作者の権利」の帰属を、表1のように区分して取り扱うことにいたしております。

この度執筆等のご協力をお願いする標記の出版予定図書は表1の著作権分類Bに該当しますので、当該刊行物の編集にかかわる著作権は学会が専有し、個々の執筆部分についての著作権および著作者人格権は、執筆者と学会（編集委員会等）の各々の作業割合に応じて、執筆者各位と当学会の双方に帰属することとなります。

つきましては、刊行物出版後の第三者に対する複写、転載、翻訳の許諾や講習会等での使用の便などを図るため、下記により、貴殿の著作権の一部を学会に無償で譲渡いただきたく存じます。

記

1. 著作権を譲渡して頂く目的

学会が第三者から、複写、転載、翻訳に関する著作権利用の許諾申請を受けた場合の対応

学会の主催による講習会やセミナーなどの行事において、当該刊行物をテキストおよび展示資料として使用する場合

2. 付帯条件

執筆者が自らの執筆部分を複写、転載をする場合は学会は無償で許諾するものとし、その際申請は不要とする。

学会が改訂版を執筆、編集し出版する場合、学会は執筆者の著作者人格権（同一性保持権）の確保に配慮し、改訂版の執筆内容について、執筆者および改訂版の執筆者と必用に応じて協議を行うものとする。

以上の点についてご理解のうえ、執筆等のご協力を頂けるようでしたら、同封の承諾書にご署名・捺印いただき、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

表1を添付

公益社団法人 地盤工学会
会長 殿

貴学会より、平成 年 月 日付けで依頼のありました地盤工学会出版予定図書「 」
の

執筆を承諾し、以下の条件で著作権の譲渡を承諾します。

執筆を断ります。

(いずれかの 「レ」をご記入下さい。)

平成 年 月 日

氏 名 : 印

現 住 所 :

電話 / Fax. :

連 絡 先 (できるだけ御記入下さい)

勤務先 :

所在地 :

電話 / Fax. :

記

1. 当該図書に関して私に発生する著作権者の権利については、学会が定めた「刊行物の著作権等の帰属区分表」に従い、以下の目的に関する権利を学会に無償譲渡します。
学会が第三者から、複写、転載、翻訳に関する著作権利用の許諾申請を受けた場合の対応
学会の主催による講習会やセミナーなどの行事において、当該刊行物をテキストおよび展示資料として使用する場合
2. 私が自らの執筆部分を複写、転載をする場合は学会は無償で許諾するものとし、その際申請は不要とする。
3. 学会が改訂版を執筆、編集し出版する場合、学会は私の著作者人格権(同一性保持権)の確保に配慮し、改訂版の執筆内容について、私および改訂版の執筆者と必用に応じて協議を行うものとする。

1. 執筆要領、投稿要項等への記載例

n. 著作権について

「 」に掲載された著作物の著作権のうち、当該刊行物の編集にかかわる著作権は地盤工学会に帰属し、個々の執筆部分の著作権と著作者人格権は執筆者に帰属するものとします。なお執筆者は、学会が第三者から複写に関する著作権利用の許諾申請を受けた場合および学会自らが「 」以外に利用する場合（電子媒体による利用を含む）これに関する著作権の行使を学会に許諾するものとします。また、これにより学会が著作権使用料等を得た場合は、学会の運営費に充当することを認めるものとします。ただし、執筆者自らが著作権を行使することは妨げません。

2. 学術情報センターに資料を提供する論文集等においては、上記文章に加えて以下の文章を執筆要領、投稿要項等に記載する

本学会は学術情報センターの情報検索サービス(NACSIS-IR)に加入しています。別添の「論文送付票」にご記入頂いた論文概要等は、学術情報データベース作成のための資料として学術情報センターに提供します。このため「論文送付票」の著作権は学会に帰属するものとさせていただきます。なお、この資料提供による収入は、学会の運営費に充当させていただきますのでご承知ください。

注) 現在学術情報センターに資料を提供しているものは以下のとおりである。

シンポジウム発表論文集
研究発表会発表講演集
地盤工学会論文報告集